

報道関係者各位

令和8年1月30日（金）

【照会先】

岩国労働基準監督署

監督課長 山本 卓典

電話 (0827) 24-1133

## 労働安全衛生法違反被疑事件の書類送検について

岩国労働基準監督署（署長 加藤 祐志）は、令和8年1月30日、株式会社クラテックほか3名を、労働安全衛生法違反の疑いで、山口地方検察庁岩国支部に書類送検しました。

記

### 1 被疑者

- (1) 株式会社クラテック（2次下請）  
本店：山口県岩国市
- (2) 同社代表取締役A
- (3) 元請現場責任者B
- (4) 1次下請現場責任者C

### 2 違反条文

被疑者株式会社クラテック及び被疑者代表取締役Aに対し、

労働安全衛生法違反

同法第100条第1項

労働安全衛生規則第97条第1項

同法第120条第5号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

被疑者元請現場責任者B及び被疑者1次下請現場責任者Cに対し、

労働安全衛生法違反

同法第100条第1項

労働安全衛生規則第97条第1項

同法第120条第5号

刑法第60条

刑法第65条第1項

### 3 事件の概要

令和7年4月7日、山口県岩国市内にある工事現場において、株式会社クラ

テックの労働者が左膝を負傷し、休業4日以上の加療をする労働災害が発生した。同社の代表取締役Aは、元請の現場責任者B及び1次下請の現場責任者Cと共に謀し、当該労働災害に係る労働者死傷病報告を遅滞なく、岩国労働基準監督署長に提出しなかった疑いがある。

## 【参照条文】

### 関係法条文

#### 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（報告等）

第百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2～3（略）

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一～四（略）

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

六（略）

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

#### 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（労働者死傷病報告）

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一 労働保険番号（建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の労働保険番号）

二 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号

三 常時使用する労働者の数

四 建設工事の作業に従事する労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該工事の名称

五 事業場の構内において作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該事業場の名称

六 建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の事業場の名称

七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は、当該報告を行う事業者が当該派遣労働者に係る同条第四号に規定する派遣先又は同号に規定する派遣元事業主のいずれに該当するかの別並びに当該派遣先の事業場の名称及び郵便番号

八 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者の氏名、生年月日及び年齢、

性別、職種、当該職種における経験期間並びに傷病の名称及び部位

九 休業見込期間又は死亡日時

十 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を除く。）である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分

十一 労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因

十二 報告年月日並びに事業者及び報告者の職氏名

2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、電子情報処理組織を使用して、同項各号（第九号を除く。）に掲げる事項及び休業日数を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

附則（令和6年3月18日厚生労働省令第45号）

第3条 事業者は、当分の間、第5条の規定による改正後の労働安全衛生規則（以下「新安衛則」という。）第97条第1項に規定する方法による同項の報告に代えて、同項各号に掲げる事項を記載した書面により当該報告をすることができる。

刑法（明治四十年法律第四十五号）

（共同正犯）

第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

（身分犯の共犯）

第六十五条 犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする。

2 身分によって特に刑の輕重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。

事業主の皆さんへ

# 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をより的確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

## 主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

The image shows the original paper-based 'Labor Injury and Death Report' form. Five specific areas are highlighted with red boxes and numbered 1 through 5:

- ①**: A large rectangular area at the top left containing several rows of small square boxes for selecting industry codes.
- ②**: A rectangular area in the middle left for selecting occupation codes.
- ③**: A rectangular area in the middle right for selecting injury and illness names and body parts.
- ④**: A large rectangular area at the bottom left for describing the accident situation and cause, divided into five smaller sections by horizontal lines.
- ⑤**: A rectangular area at the bottom right for entering nationality, residence, and residence status.

### ①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。

（例）製造業 > 食料品製造業 > 水産食  
料品製造業 > 水産缶詰・瓶詰製造業

### ②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。

（例）生産工程従事者 > 製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）>  
食料品製造従事者

### ③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。

（例）傷病名：負傷 > 切断  
傷病部位：頭部 > 鼻

### ④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

### ⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

#### \*電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて

従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいて構いません。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

電子申請に当たっては

# 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存ですので、作業の一時中止や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舎内の災害報告

スマートフォンからの電子申請も可能です/  
入力支援サービスを活用した電子申請はこちから▶  
厚生労働省HPにリンクします

